

別表（第2条関係）

ア 住宅（鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準

評定 区分	評定 項目	評定内容	評点	最高 評点		
構造一般の 程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45		
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25			
構造の腐朽 又は破損の 程度	床	根太落ちがあるもの	10	100		
		根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15			
	基礎、土台、 柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損して いるもの等小修理を要するもの	25			
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが 腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数カ所に腐朽 又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊 の危険のあるもの	100			
	外壁又は界壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出し ているもの	15			
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の 露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25			
	屋根	屋根ふき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるも の	15			
		屋根ふき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等 が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25			
		屋根が著しく変形したもの	50			
	防火上又は 避難上の構 造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの		10	30
			延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上であるもの		20	
屋根		屋根が可燃性材料でふかかれているもの	10			
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10		

備考 1の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。